



御挨拶

旭川市森林組合

代表理事組合長 小檜山 隆

緑溢れる季節を迎え、組合員の皆様には、ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より森林組合事業に格別なるご理解とご協力を賜り心から厚く御礼申し上げます。

平成30年度税制改正大綱で森林環境税の創設が決定され、平成31年度から先行して税の譲与が開始されます。森林環境税は、森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、担い手の不足などに的確に対応するための財源であり、市町村の考え方が大きく反映される譲与税の使途について、これから検討が進められます。当組合として現状の課題解消に向け行政に相談をさせて頂きながら柔軟な活用となるよう働きかけをして参ります。

さて、「森林・林業・山村未来創造運動」に掲げた目標に向かって平成30年度の森林整備を進めておりますが、今年度は森林整備予算が大変厳しい状況です。事業の実施に当たっては、優先順位をつけ限られた予算を有効に活用して参ります。森林整備を着実に実施するため、現場作業員の確保と安全講習を行い、4月末から植林を実施いたします。間伐においては林業事業者と連携を図り施業集約化によるコスト削減を図り、少しでも所有者様に還元できるように実施しております。引き続き努力を重ねて参りますので、協力をお願い致します。

委託業務は、行政の入札に参画し「市有林管理業務委託（平成30年4月より3年間）」、「とみはら自然の

森」管理業務を旭川市より受注し履行に努めています。今後発注される旭川市、比布町の委託業務受注に努め事業量の拡大を図って参ります。現場作業の担い手を育成する「緑の雇用事業」もスタートし、将来の組合の作業班を担う人材育成に取組んでいます。

昨年、実施出来なかった作業道の草刈整備は、森林・林業の促進及び公益的機能発揮の維持を図るため作業道通行確保の必要性を各地区の声として旭川市、比布町の各行政に理解をいただき、本年度は民有林作業道維持管理事業として1/2補助で私有林の作業道草刈りを6月から8月まで行うこととなりました。

4月の広報誌でお知らせした森林認証取得に向けた動きは、5月28日に上川管内の行政と森林組合が集まり上川森林認証検討会が開催され、協議会設立に向け意向の調整を図る話し合いがされました。6月25日に上川森林認証協議会が設立し、平成31年度の団体認証取得を目指し動き始めました。今後の林業・木材産業の発展に有効な取組として御理解願います。

最後に林業労働災害ゼロに向け安全安心な職場づくりに努め、経営基盤の強化を図り、安定的な経営を目指し、従業員一丸となって皆様の期待に応えていく所存でありますので、組合員各位の一層のご協力、ご理解を賜りますようお願い致しましてご挨拶と致します。

平成30年度森林整備事業の実施

今年度の森林整備事業予算は、前年度と比較し大幅な減額となり、限られた予算を有効に活用するため、事業実施にあたり優先順位をつけて対応することとなりました。

このため森林環境保全直接支援事業、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業及び林業・木材産業成長産業化促進対策事業を活用して計画的かつ効率的に造林や間伐を実施して参ります。

また、主伐適齢期を迎えた山林の皆伐、再造林依頼が増えています。森林整備の低コスト化に向けて、伐採と造林の一貫作業の促進（人工造林の事前計画の提出）が図られるよう順次対応しておりますが、労務や補助金予算の関係上、お待ち頂いております。組合員の皆様には何卒ご理解とご協力をお願い致します。

●**植林**
伐採跡地への植林を確保し、造林未済地の解消に努めるため、今年度63haの植栽（うち被害地造林18ha）を計画しています。補助事業による植林の所有者負担はhaあたり1万円です。但し、林地流動化や転用による植林は所有者負担はありません。又、組合が関与しない皆伐後の植林は全額負担となります。

●**下刈**
下刈は158ha程度を現場の状況を確認しながら、所有者との合意の下で6、8月中旬まで作業を実施します。所有者負担は、haあたり5、10千円です。

●**利用間伐**
森林所有者への利益を還元するため施業地を集約し、高性能林業機械の性能・特性に適した作業工程で現

場の状況に応じ定性と列状による間伐を林業事業者と連携を図り効率的に実施しています。

利用間伐は所有者負担があります。間伐材の販売代金から所有者負担を頂きますので、実際の持ち出しはありません。尚、平成29年の間伐素材代の還元金haあたり平均18万円です。

●**その他**
除伐、枝打ちは所有者負担がありません。

●**森林整備事業を実施した皆様へ**
補助を受けて森林整備（間伐、植栽、下刈等の保育）を実施した山林は、完了した次の年から5年間は、**森林以外への転用や全面伐採を行うと補助金を返還しなければならぬ**のでご注意ください。



現場作業の皆さん

労働安全衛生講習会の実施

4月26日に作業班員、職員、林業事業体の総勢20名が参加して安全衛生講習会が開催されました。

講習会開催前に澁谷アドバイザーのコンプライアンス研修を行った後、林業労働安全協会安全管理指導専門家横石幸雄氏を講師に迎え、「ヒューマンエラーを無くすために」と題し、労働災害の原因の多くが行うべき作業を適切に行わないことが要因と説明。

初心者、熟練者のエラーの特徴を確認し、最後に「人はミスをするもの、エラーをゼロにするのは不可能だが、日々の地道な取り組みで少しずつ状況を改善していくことが重要」と学びました。本年も労働災害ゼロを目指し、労働安全衛生への共通認識を持ち全員一丸となって労働安全に取り組んで参ります。



労働安全衛生講習会

とみはら自然の森

旭川市から管理委託を受け施設管理業務を行っております。管理期間は十月三十一日まで。

市内江丹別に五八・六段に及ぶ森林と林業に対する理解を深めてもらうことを目的とした施設です。

ふれあい館を起点とした森の散策路は二・五kmで、森林浴に最適です。

開園期間は

五月五日～十月二十八日

開園時間は午前九時～午後五時

□お問い合わせ先

とみはら自然の森ふれあい館

電話〇一六六一七三二二一四二

旭川市農政部

農林整備課耕地林務係

電話〇一六六一二五七四五九



とみはら自然の森 作業打合せ

森林環境教育支援プログラム

上川総合振興局南部森林室より木育推進事業の一環として、木育マイスターの指導要請があり、5月25日に旭川市立第一小学校の2年、4年、5年生を対象に森林環境学習支援を行いました。

学習内容は2年前に桜の種を採取し育てた苗を東旭川米原、瑞穂地区市民委員会の方々も参加し記念坂公園で植樹しました。その後、学校でマイ箸づくりの指導を行い大変喜ばれました。

種から苗木に成長し材になりそれが箸になったことを勉強してもらいました。

秋には蔓や枝で小さな籠等を学習してもらおう予定です。



森林環境教育支援（旭川市立第1小学校にて）

民有林作業道維持管理事業について

森林整備地域活動支援交付金事業で実施していた草刈整備は、昨年から要件等が大きく変わり実施出来ませんでした。本年度は旭川市と比布町において森林、林業の促進及び公益的機能発揮の維持をはかるため、民有林作業道維持管理事業が策定されました。

この事業は民有林作業道維持管理として、当森林組合が管理する私有林の作業道草刈りを行なうものです。山に入りやすくなるよう、山林を荒らさぬよう、木の生育状況が間近に見る事が出来るよう作業をさせて頂きます。

森林施業プランナー資格取得

森林施業プランナー協会が実施した平成29年度の森林施業プランナー認定試験において、当組合の松井俊己業務係主任が合格し、平成30年4月1日に認定を受けました。当組合の森林施業プランナー数は現在2名となりました。

小規模な森林所有者の森林を取りまとめる必要があり、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業の提案を行い、施業実施に関する合意形成を図るとともに面的なまとまりを持った施業計画作成の中核を担う人材として極めて重要です。

大地に映える有良人工林

北海道上川総合振興局南部森林室 普及課長 石川博道

はじめに

戦後植栽された人工林は、現在、主伐期を迎えています。これらの人工林を育てた森林所有者には、先代の意志を継ぎ保育管理を行ってきた人、広葉樹二次林を人工林に林種転換し保育してきた人、山林を購入し意欲的に植林を続けてきた人など、自らが持つ様々な方法で林業知識や技術を駆使・継承し、長期的な林業経営を実践してきて人々がいます。

これらを踏まえ、上川管内及び近隣の優良林分について紹介します。
注：掲載の林齢・林分内容について、平成28年時の林齢・林分の調査内容を記載

上川南部地域 VOL.1 強度な除間伐を実施した

所在地：東神楽町八千代ヶ岡
面積：1.36 ha
樹種：カラマツ ■林齢：64年生

人工林の紹介

所有者は上川管内の1市3町に25.1 haの森林を所有しています。専業林家だった先代のもとで林業を学び、植栽、保育、主伐までの作業を自己所有の機械を使用し、自家労力により実施しています。



当人工林は強度な除間伐を初回から実施した疎仕立て林分で、除間伐と同時に枝打ちを実施することで良質大径材生産を目標とした長伐期施業を行っています。主伐目標は100年、最終仕立本数は190本/haとしており、平成10年度には「林業技術伝承の森」に選定され、町内外からの視察も多い林分です。

林分内容

haあたり本数	4260本
haあたり蓄積	4130m ³
平均胸高直径	338mm
平均樹高	440cm
山一の直径	440mm

問い合わせ先

上川総合振興局南部森林室普及課
住所：旭川市永山6条19丁目1番1号
電話：0166146149002

上川南部地域 VOL.2 カラマツ人工林を主体とした森林経営

所在地：上富良野町日新
面積：1.36 ha
樹種：カラマツ ■林齢：66年生

人工林の紹介

上富良野町に所有者を始めとする一族の山林が約500 haあり、内約300 haがカラマツ人工林です。所有者はこの内、32 haを有し、内15 haがカラマツ人工林で8割が仕立本数3000、350本を日安に適期な保育や間伐が実施され、優良大径木生産を目指した長伐期施業林分となっています。



また、50年生以上の林分の一部にはトドマツの混植林分など、アイデアに富んだ山つくりがなされています。さらに、昭和45年の第9回農業祭では農林大臣賞に輝き、篤林家として地域林業の振興に寄与しています。

林分内容

haあたり本数	4320本
haあたり蓄積	4620m ³
平均胸高直径	377mm
平均樹高	429cm
山一の直径	400mm

問い合わせ先

上川総合振興局南部森林室富良野事務所
住所：富良野市末広町2-11
電話：016712312897

上川北部地域 VOL.1 トドマツの良質材生産を

所在地：名寄市風連町東風連
面積：0.20 ha
樹種：トドマツ ■林齢：54年生

人工林の紹介

所有者は、カラマツ・トドマツなどの人工林を主体に約9 haを所有しています。農閑期を中心に山へ行き、元森林社合作業員の経験と技術力を活かして、枝打ちやつる伐りなどを行ってきました。



本林分のhaあたり蓄積は765 m³と多く、主伐期を60年に設定し、優良材が多く産出される山つくりを目指しています。また、周囲には約3 haのトドマツ人工林が隣接し、これまで除間伐などの施業が計画的に行われ、平成10年度東北・北海道地区民有林造林コンクールで表彰された林分もあります。

林分内容

haあたり本数	7800本
haあたり蓄積	3615m ³
平均胸高直径	251mm
平均樹高	485cm
山一の直径	485mm

問い合わせ先

上川総合振興局北部森林室名寄分室普及課
住所：名寄市西4条北1丁目
電話：016541312164

空知地域 VOL.1 三代に亘って愛されるカラマツ林

所在地：深川市音江町音江
面積：0.62 ha
樹種：カラマツ ■林齢：85年生

人工林の紹介

その大きさから地域でもひきは目立つこの林分は、祖父が植栽し、三代にわたって育て上げてきたカラマツ林です。林分内には散策路を設計し、カラマツの成長や隣接する天然林の四季折々の様子、生き物の営みを感じ取ることが出来ます。これまで自宅を新築、増築する際には柱や階段などの建築資材として、この林分のカラマツ材が使われ、普段の生活においても直接触れ合う最も身近な木として愛されています。



林分内容

haあたり本数	3104本
haあたり蓄積	4064m ³
平均胸高直径	349mm
平均樹高	734cm
山一の直径	712mm

問い合わせ先

空知総合振興局森林室砂川事務所
住所：砂川市西5条北4丁目
電話：012515412857

おわりに

現在、森林所有者は木材の需要・価格の長期低迷などにより経営意欲は減退、また、所有者の高齢化が進む一方で後継者となる者が地元に見られない状況が見られ、今後の森林・林業・木材産業の維持・発展を図っていくためには、人工林を適正に維持・管理し、木材生産の意識をしっかりと持つ森林所有者や後継者の確保・育成が重要であり、関係機関や木材業界等が一体となり、意欲的な山つくりができるシステムを構築することで、林業・木材産業が成長産業化へとつながると考えます。

上川森林認証協議会

が設立

森林組合、素材、加工、市町村など

44企業・団体

上川管内の林業・木材関係者が参画し、森林認証取得を検討する「上川森林認証協議会」を設立しました。6月25日、旭川市で設立総会を開催し事業計画を決定した。

上川森林認証協議会は、団体認証取得を目指し管理する組織として上川管内の23の市町村、14の森林組合、7の素材生産業者・加工業者で構成しています。

会長には、当麻町森林組合の中瀬正組合長が選出された。30年度事業では、協議会の管理計画、基本方針、各種マニュアル等の策定と徹底などについて理解を深める。

今後、上川管内の森林認証林面積の拡大を図り、環境に配慮した森林づくり、上川産認証材の普及と利用を高めるとともに世界水準の森林管理を行っていくことを目標としています。

森林認証取得の内容は次のとおり。

- ・面積 98,773ha (予定)
- ・認証制度 緑の循環認証協議会 (SCIC)
- ・組織 上川森林認証協議会
- ・FMC認証 23市町村、14森林組合 (予定)
- ・COC認証 14森林組合、7事業者
- ・事務所 旭川市森林組合に置く
- ・スケジュール
 - ・平成30年6月25日 協議会設立
 - ・平成30年6月 協議会の管理計画、基本方針、各種マニュアル等の策定と徹底など
 - ・平成31年2月～3月 森林認証の申請
 - ・平成31年度(早い時期) 森林認証の取得

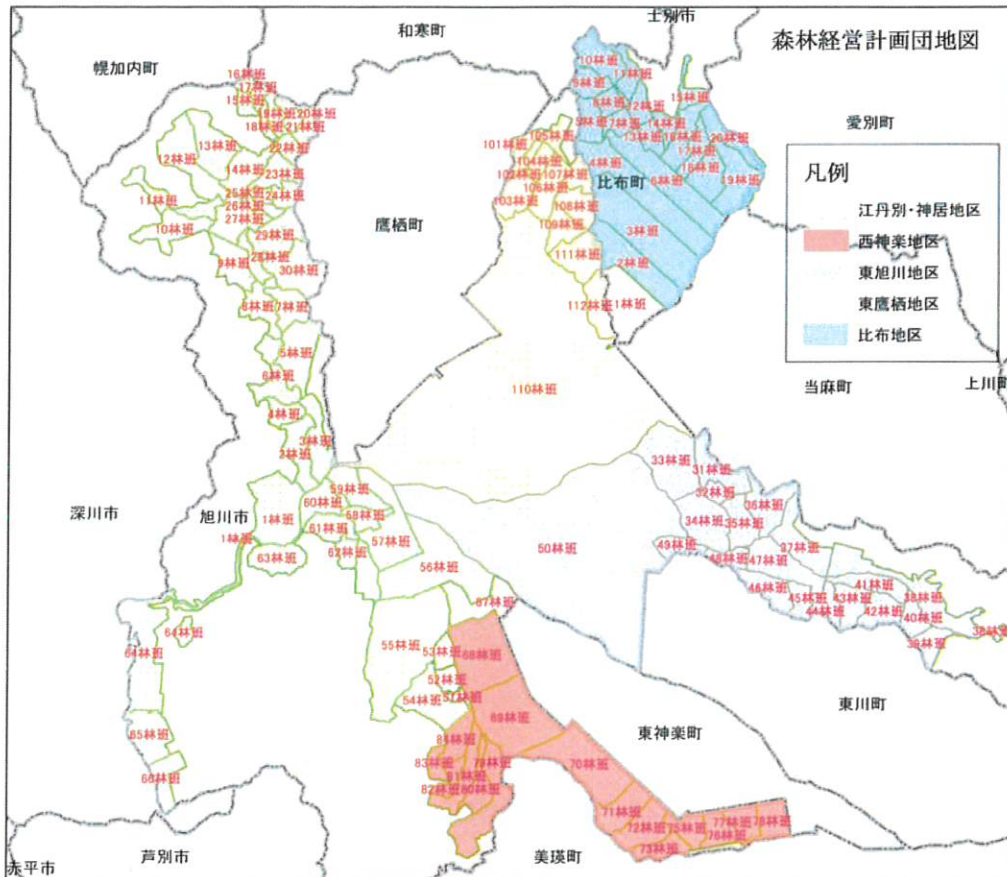
森林経営計画組替

が完了

森林経営計画組替に向けて準備を進めておりましたが、皆様のご理解とご協力により速やかに組替が完了しました。今回の森林経営計画の団地構成は下記のとおりです。

なお、国の補助金を使って森林整備事業を行なう場合、事前にこの計画に入れておかなければ事業ができませんので、組合では組合員の皆様と委託契約を結び、適宜組合で事業を行なう山林を計画に入れるようにしております。お忘れの方は手続きを宜しくお願い致します。

区域	認定番号	対象地域	人数	対象林班	面積
旭川市	29-01	江丹別全域・ 神居全域	156人	1～30、54～57、 59～66	3202.89ha
	29-02	西神楽全域	112人	68～84	636.55ha
	29-03	東旭川全域	278人	31～50	1854.06ha
	29-04	東鷹栖全域	114人	101～112	1022.15ha
比布町	30-01	比布全域	150人	2～20	1460.65ha



地区別事業推進会議の質疑応答集

4月3日から3日間開催した地区別懇談会の主な質疑とその回答をまとめました。

問 所有山林にあるニレの木がシカの食害で枯れてしまうので、駆除など対策はないですか。

答 食害にあう幹の部分に枝等を縛りつける事で樹皮を守る方法もあると聞いた事がありますが、行政と相談しながら対策を考えたいと思います。

問 自分の山林が保安林かどうかわかる方法を知りたい。また、保安林を伐採して植える場合、振興局で対応してもらえますか。

答 振興局の森林保全係が管理しているので、確認した上で対応していきたいと考えています。

問 森林認証を取得するうえでデメリットはあるのですか。

答 デメリットは無いと考えていますので、森林認証取得にご協力下さい。

問 新たな森林管理システムは山林の譲渡に使うことはできないですか。

答 譲渡となると多くの所有者が希望する恐れがあり、現所有者の方は後継者に繋げていただき

問 販売事業の説明で港向け原木とは何ですか。

答 留萌から輸出されているトドマツなどの原木です。

問 25年程前に分譲されている山林を購入しましたが、管理や手入れが難しくなってきました。

答 林地供給事業で斡旋することは可能です。後ほど事務所まで応じて頂きます。

問 森林認証で個々の申請は森林組合で行ってくれるのでしょうか。

答 上川森林認証協議会（仮称）で行っていきます。

問 森林環境税や森林環境譲与税は間伐の補助金などと分けて使われるのでしょうか。

答 補助事業と分けて使われます。小規模面積の山林は間伐出来ないのですか。

答 事務所に相談に来て頂き、検討していきたくて考えています。

問 森林認証を取得すると施業にも制約が出てくると思いますが、施業体系により所有者負担も変わってくるのですか。また、作業道のつけ方もどう変わるのか教えてほしい。

答 現場管理する森林組合などが、作業工程の中で確認事項が増えるようです。すでに取得した十勝地方の方によると作業する人の意識がより高まったという話も聞きました。

問 現在、針葉樹の植林が多いようですが、森林認証を取得した後は広葉樹の植林が増えていくのですか。

答 針葉樹と広葉樹が混ざった山が理想ですが、ひとつの山に所有者が複数いることが多いので、所有者の方と相談しながら決めていきたいと考えています。

問 今年もタケノコ採取の計画はありますか。

答 今年も計画しています。

問 薪の販売はどの様な形で行っていますか。

答 1立方あたりで割薪と原木の販売、予約を受け付けています。



地区別懇談会（比布地区）

“不法投棄撲滅に協力を!!”

不法投棄等の未然防止と早期発見、早期対応により、生活環境の保全に努めましょう。

もし廃棄物の不法投棄を発見したら、循環型社会推進課「産廃110番」を設置しております。

0120-538124迄
ごみはいつうほう

森林環境税(仮称)と 森林環境譲与税(仮称) の創設が決まりました

【森林環境税(仮称)】

・都市・地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合っており、国民皆で森林を支える仕組み

・平成36年度から課税

・国内に住所を有する個人に対して

・個人住民税と併せて国民一人当たり、年額1,000円徴収

・市町村は、都道府県を経由して国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込む

【森林環境譲与税(仮称)】

・平成31年度から譲与

・後年度の森林環境税(仮称)の税収を先行して充てる(借入金で対応、後年度の森林環境税の税収の一部をもって償還)

・市町村及び都道府県に譲与
市町村(最初8割から段階的に9割に移行)

・都道府県(最初2割から段階的に1割に移行)

・税の用途は間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発
・用途等を公表

山林の売買 は林地供給 事業で

林地供給事業とは、規定に基づき林地を譲渡(売買)した場合に、その譲渡人に対し税法上の恩恵として、譲渡所得から800万円が特別控除されますので、売買を希望する方は是非組合にご相談下さい。

賦課金の納入期限 7月31日迄です

森林組合の賦課金徴収方法が23年度より次のように変更されています。

10ha以上所有されている方の面積割は、従来、全面積が100円で計算されていましたが、10ha未満が200円で計算されますのでご了承願います。

尚、10ha未満の方については変更はありません。納入は、納期限迄に必ず納めましょう。宜しくお問い合わせ致します。

○組合員割	一組合員一律	1,000円
○面積割	0.3ha以上10ha未満	200円/ha当り
	10ha以上	100円/ha当り

組合の業務時間

◎夏季時間
(5月1日～11月30日)
午前8時～午後5時
土曜日第2、第4休日

◎冬季時間
(12月1日～4月30日)
午前8時30分～午後5時
土曜日全休

尚、祝日及び地方祭、年末年始は休日。
宜しく御協力をお願い致します。

森林調査等のために 森林に立入ります

組合員所有地の森林に森林組合関係職員が森林施業等の調査のために、立入り致しますのでご承知置き下さい。

- 立入り調査内容**
- (1) 森林整備等の実態調査
 - (2) 除・間伐予定地の実態調査
 - (3) 林道、歩道、作業道予定地の実態調査
 - (4) 未立木地の調査など
- この様な調査のために関係職員が随時立入調査を実施しておりますのでご協力下さい。
- よろしくお問い合わせ致します。

各種届出について

所有者の皆様の中に、次の事項に該当する方はいませんか?
事務手続き上、必ず書類での届出が必要となります。

- 届出用紙は組合事務所に用意してあります。お手数ですが、組合までご連絡下さい。

- ① 自宅の住所が変わったとき
- ② 相続・死亡等により山林名義の変更をしたとき(相続の場合は、相続開始後150日以内です。)
- ③ 売買等で山林面積が変わったとき

各種届出の必要がありますので、組合事務所までお問い合わせくださいようお願い致します。
※各種届出用紙は、ホームページからもダウンロードできます。

【ホームページのURLの変更について】
<http://www.a-sinrin.com>
に変更しました。
是非、ご覧ください。

PROFILE

名称 旭川市森林組合
 設立 昭和 45 年 3 月 26 日
 所在地 北海道旭川市
 工業団地 3 条 1 丁目 2 番 15 号
 代表電話 0166-36-4268
 Fax 番号 0166-36-4290
 代表者名 代表理事組合長 小檜山 隆
 従業員数 24 名
 組合員数 1,234 人
 森林所有面積 9,574 ha
 出資金 92,716 千円
 事業区域 旭川市比布町の区域
 email: asahikawa@a-sinrin.com
 URL: http://www.a-sinrin.com



目指そう森林新時代

旭川市森林組合の森林づくり十ヶ条

- ・森林づくりは人づくり
- ・景観に優れた美しい森林づくり
- ・適期作業で良質材生産の森林づくり
- ・生命力に溢れた健康の森林づくり
- ・未来に引き継ぐ資源の森林づくり
- ・水を蓄え国土を守る安心の森林づくり
- ・心を豊かにする文化創造の森林づくり
- ・地球温暖化を防ぐ緑の森林づくり
- ・地材地消で経済性豊かな森林づくり
- ・活力ある組合 信頼の森林づくり

**台風や集中豪雨、火災
 など万が一の災害に
 備えることができます。**

森林保険

森林保険は、「森林保険法」(昭和12年法律第25号)等に基づき、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災、噴火災による損害を総合的に補償するものです。森林所有者が自ら災害に備える唯一のセーフティネットです。

**保険金のお支払いの対象となる
 3つの災害**



旭川市森林組合